

脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会開催要綱

1 趣旨・目的

業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。）については、労働者災害補償保険制度の下、平成13年12月に改定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」（以下「認定基準」という。）に基づき労災認定を行ってきたところであるが、認定基準の改定から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえた検証を行う必要がある。

また、複数就業者に係る労災保険給付等について、複数就業先での業務上の負荷を総合して評価することにより疾病等の間に因果関係が認められる場合には、新たに労災保険給付を行うこと等を内容とする労働者災害補償保険法の改正案が第201回通常国会に提出され、法案が成立したため、その認定方法について、医学等の専門家の意見を踏まえて、適切に運用を行う必要がある。

このため、今般、大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が、脳血管疾患・心疾患の専門医、疫学・予防医学・労働衛生学の専門家及び労働者災害補償保険法等に精通した専門家に参集を求め、最新の医学的知見に基づき、専門的見地から認定基準について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 複数就業先の負荷を総合的に評価する場合の留意点の検討
- (2) 脳・心臓疾患に関する最新の医学的知見等を踏まえた認定基準の検討
- (3) その他

3 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学及び法学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。また、必要に応じ、分科会を開催することができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書きの場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和2年4月27日から施行する。

「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」参集者名簿

氏名	
いそ ひろやす 磯 博康	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座 公衆衛生学 教授
こやま つとむ 小山 勉	佐々木病院 名誉院長
すぎ かおる 杉 薫	小田原循環器病院 院長
たかた あやこ 高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室 教授
たかはし まさや 高橋 正也	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター センター長
だけ さやか 嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科 教授
とよだ かずのり 豊田 一則	国立循環器病研究センター病院 副院長
にしむら しげゆき 西村 重敬	埼玉医科大学医学部心臓内科 名誉教授
ので こういち 野出 孝一	佐賀大学医学部循環器内科 教授
みずしま いくこ 水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科 教授

(五十音順)